# 境橋架替迂回路その２工事　工事説明書

日頃より皆様方には道路工事に対し、ご理解とご協力を頂き深く感謝申し上げます。
国道８号境橋は、老朽化や摩耗・劣化が進んでいます。
当工事は、橋梁架替事業の一環として、境橋の撤去工事に取掛ります。

工事中は仮橋に迂回路を設けることで各種交通規制を実施します。
現場周辺ではご注意願います。

事　業　名　：国道８号　橋梁架替事業
事　業　内　容　：橋梁境橋の老朽化対策
事　業　効　果　：地域経済と物流の基準緩和　、円滑な交通の確保

工　事　内　容　：舗装工　1式　、旧橋撤去工　1式　、他
工　　期　　：令和5年8月8日～令和6年9月25日
発注者連絡先：国土交通省　高田河川国道事務所　TEL025-523-3136
　　　　　　　糸魚川国道維持出張所　TEL025-552-0921
受注者連絡先：猪又建設　株式会社
　　　　　　　所在地　新潟県糸魚川市大町1-6-6　TEL025-552-2155
　　　　　　　現場代理人：佐藤　昌之　　　監理技術者：塚田　克郎

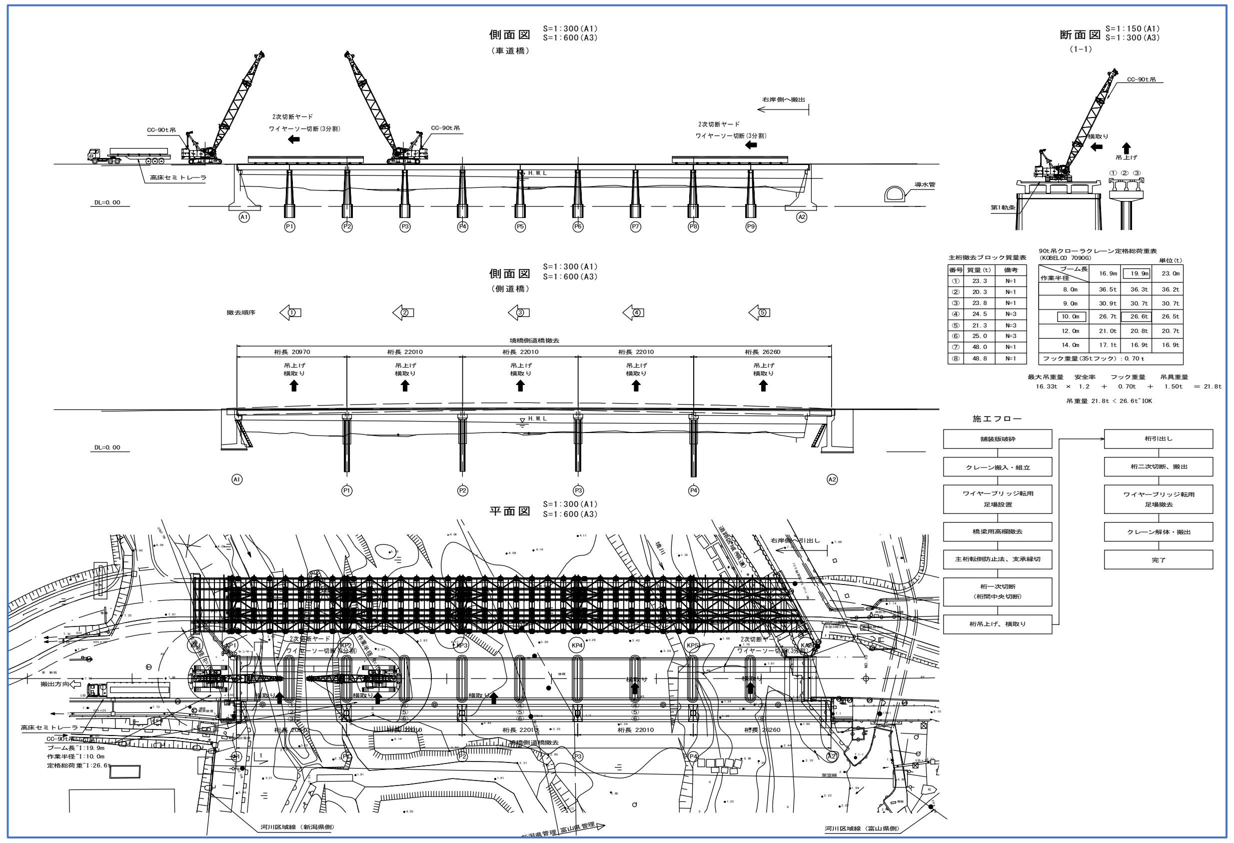


## 事業の必要性

塩害による損傷を受けた橋梁をこのまま放置した場合、以下のような事態が想定されます。

1. 内部鉄筋に発生した錆が膨張することで、コンクリート内部からひび割れが発生し、コンクリート片の落下などの被害が発生します。
2. コンクリートに発生したたびひび割れや破損した部分を補修する回数が多くなり、維持管理に必要な費用が増加します。
3. 内部鉄筋の腐食がさらに進行すると、鉄筋の強度低下や破断を引き起こし、橋の耐力が低下します。また、橋の耐力が低下することで、車両の重量制限等の交通規制が必要となり、地域の経済や物流に大きな影響を及ぼします。

このような事態を未然に防ぐため、橋梁架替等の抜本的な対策を速やかに実施していきます。